

具体例

自治の推進に関する基本条例	セーフコミュニティ・地域区民ひろば
<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、<u>地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。</u></p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、豊島区の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民、区議会及び区長についてのそれぞれの役割並びに区政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。 (2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。 (3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。 (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。 (5) 区 区議会及び区長等をいう。 <p>(基本理念)</p> <p>第3条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、多様な区民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。 (2) 区は、区民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。 <p>第4条～第6条 (省略)</p> <p>第2章 区民等(第7条～第9条) (省略)</p> <p>第3章 コミュニティ (コミュニティの意義)</p>	<p>前文における地域社会の将来展望(6段落目)</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに安全・安心で豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。</p>

第10条 コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。
2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

(コミュニティを基盤とする活動の原則)

第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。
(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。
(2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。
(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。

(区の役割)

第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。
2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(まちづくりに関する提案等)

第13条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。
2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。
3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

第4章 区政への参加、協働

第1節 情報の共有等(第14条～第19条) (省略)

第2節 区民参加(第20条～第24条) (省略)

第3節 協働

(協働の推進)

第25条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。

(協働事業)

第26条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じることに努めるものとする。
2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。

(地域における協議会)

第27条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置することができる。
2 区長は、前項に定める協議会を設置する場合は、多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

第5章 区議会(第28条～第33条)、第6章 区長(第34条～第39条)、

第7章 区政運営(第40条～第47条) (省略)

第2 コミュニティを基盤とする活動の原則

(2)区民一人ひとりの生活を安全・安心で豊かにすることを目的とすること。

第3 区の役割

3 区長等は、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点として位置づけ、その充実に努めなければならない。

第4 セーフコミュニティ

第26条 セーフコミュニティは、地域の人と人の絆を広げながら、安全・安心と健康の質を高めていくまちづくり活動をいう。

2 区長等はセーフコミュニティを協働の柱とし、多様な主体による連携・協働を進めながら、将来にわたって活動を継続することにより、区民の自発的なまちづくりを推進しなければならない。